

## 議案第 87 号

### 字の区域及び名称の変更について

向日市森本東部地区土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり字の区域及び名称を変更する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

なお、この字の区域及び名称の変更は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

令和 5 年 11 月 24 日提出

向日市長 安 田 守

次の表の右欄に掲げる土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を同表の左欄に掲げる字に変更する。

変更後		変更前		
大字	小字	大字	小字	地番
ニデック パーク	ー	森本町	竹園子	1の1から1の3まで、2の一部、3の一部、4の一部、4の1、5、5の1、5の2、6から10まで、10の1、11、12、12の1、13の一部、14の1の一部、15の1の一部、16の一部、17の2の一部、18の1の一部、18の2の一部、18の3、19の1の一部、19の2、19の3
			上町田	15の一部、16の1の一部、16の2の一部、17の一部、18の一部、19の一部、20の1、20の2、20の3の一部、21の1、21の2の一部、21の3の一部、21の4、22の一部、23の一部、24の一部、25の一部、26の3の一部
			下町田	1、1の1、2の1、2の2、3の1から3の4まで、4の1、4の2、5、6、7の1の一部、7の2、8の一部、9の一部、10の一部、11の一部、12の一部、17の2の一部、18の1の一部、19の1の一部、20、21、21の1、22、22の1、22の2、23の一部、23の1、24の1の一部、25の一部、31の1、3

				1の2、31の3、31の4、32、 33の1、33の2の一部、40、4 2、43
森本町	野田	森本町	竹囡子	2の一部、3の一部、4の一部、19 の1の一部
			上町田	27の3の一部、27の4、33の1 の一部、34の1、34の2の一部
	竹囡子		12の5、12の6、13の2、14 の2、15の2、16の2、17の2、 18の2、19の2、20の2	
	上町田		23の2の一部、25の1の一部、2 5の2	
	春日井		下町田	7の1の一部、8の一部、9の一部、 10の一部、11の一部、12の一部、 13の一部、14の一部、15の一部、 16の1の一部、16の2の一部
			東ノ口	40の1の一部、40の2の一部
	下町田		東ノ口	28の2、29の2、31の2、39 の2、40の1の一部、40の2の一 部
			佃	2の3、2の4

備考 上記の土地の地番は、令和5年9月19日現在のものである。

